

# 電気の規制料金の審査における 現時点での主な論点について 【参考資料集】

2023年3月13日

経済産業省

電力・ガス取引監視等委員会事務局



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

# 料金審査における「経営効率化」の位置づけ

- 電気事業法等の一部を改正する法律（改正法）附則では、規制料金（特定小売供給約款料金）が「**能率的な経営の下における適正な原価**」に基づくことを認可の条件としており、各費用の性格に応じて、適切な**経営効率化を織り込んだ原価査定**を行う。

## 【参考】電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則（抜粋）

### （みなし小売電気事業者の特定小売供給約款）

**第十八条** みなし小売電気事業者は、附則第十六条第一項の義務を負う間、特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二～四 （略）

## 【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（平成28年制定）（抜粋）

### 第2章 「原価等の算定」に関する審査

#### 第1節 基本的考え方

1. 電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、普及開発関係費（公益的な目的から行う情報提供に係るものを除く。）、寄付金及び団体費は原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、これらの費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。また、電気の供給にとって優先度が低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）については、原価への算入を認めない。
2. 契約及び法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものについては、事実関係や算定方法を確認する。
3. 資材調達や工事・委託事業等に係る費用であって、申請後に契約を締結し、又は契約締結に係る交渉を行うものについては、削減を求めることが困難であるものを除き、これまでの入札の実施等による効率化努力の実績や他の事業者の効率化努力との比較を行いつつ査定を行う。
4. 申請事業者の関係会社との取引に係る費用のうち、一般管理費等については、削減を求めることが困難であるものを除き、出資比率等を勘案し、申請事業者に求める効率化努力の水準と比較しつつ査定を行う。
5. 従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役及び顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮等であって、電気事業を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、原価への算入を認めない。
6. 消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めない。

# 経営効率化に係る論点（例）①

## 【これまでの取組】

- これまでに、どのような経営効率化に取り組んできたか。
- 今回申請を行った事業者のうち、震災後に料金値上げをした事業者（東北電力・四国電力）について、前回認可（2013年）で織り込んだ効率化目標を達成できているか。

## 【今回申請に係る取組】

- 原価算定期間（2023～25年度）において、どのような経営効率化を織り込んでいるか。特に、資材調達や工事・委託事業等\*（以下「資材・役務調達等」という。）で、どのような取組を行う予定か。
- どのような根拠をもとに、効率化目標を設定しているか。また、その目標設定は妥当か。
- 本社だけでなく、子会社・関係会社における効率化も織り込まれているか。

※ 個別原価（例：人件費・燃料費）における経営効率化については、後日、個別原価を御議論頂く際に取り扱うこととし、今回は、複数の原価にまたがる共通の事項（資材・役務調達等）について御議論頂きたい。

## 経営効率化に係る論点（例）②

### 【競争入札】

- 競争入札比率は、どの程度を予定しているか。
- 仮に、競争入札比率が低い場合、その理由は何か。

### 【競争入札以外の取組】

- 新規の調達先を開拓するなど、競争環境を確保しているか。
- まとめて発注することでスケールメリットを確保する、計画的な工事発注によりコスト削減等を行う、コスト削減等を可能とする技術提案を募集するなど、効率化のための工夫を行っているか。

### 【効率化に関する事業者間の比較】

- 事業者によって、経営効率化額として盛り込んでいる対象範囲・期間・算定方法等が異なるが、どのようにして事業者間の比較を行うことが適切か。

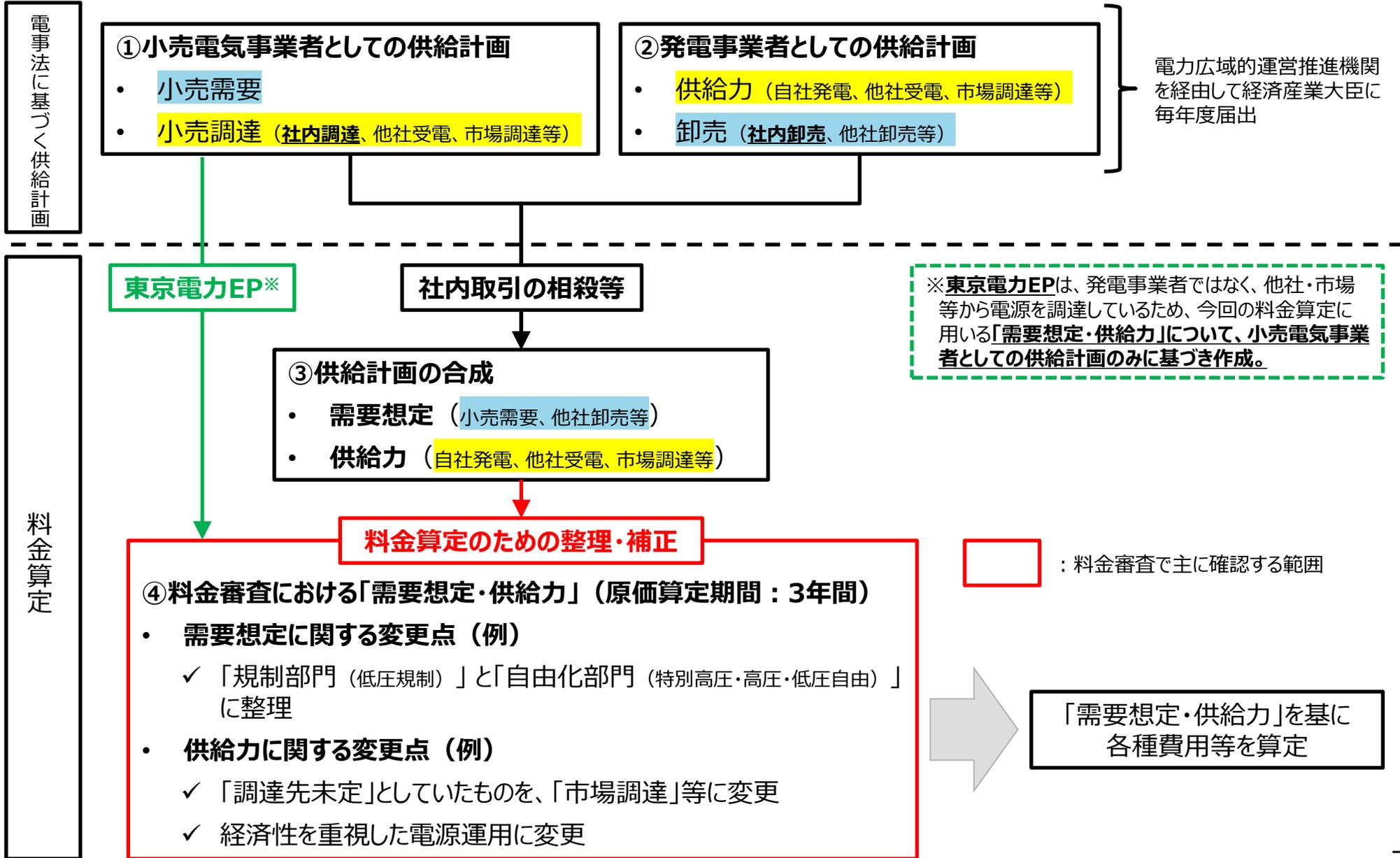
## 前回会合（第29回）を踏まえた今後の論点

- 前回会合（第29回）における御意見を踏まえ、検討すべき論点は主に以下の2点と考えられる。
  - ①事業者間での定量的な横比較の方法（例：対象範囲・期間・指標）
  - ②横比較を踏まえた「効率化目標」の在り方
- 特に、効率化目標に関し、前回の料金値上げ（2012～14年）の審査では、2011年に「東京電力に関する経営・財務調査委員会」が、東京電力の資材・役務調達コストについて約10%の単価低減を図ることが可能であると推定したことから、これをベンチマークとした。その上で、各事業者の資材・役務調達等のうち、コスト削減を求めることが困難である費用（例：公租公課）を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、未達分を減額査定した。
- 今回の値上げ申請について、上記と同様のベンチマークが存在しないため、新たに効率化目標を検討する必要がある。また、先行5事業者だけではなく、7事業者について横比較を行うことが重要である。
- 横比較の方法については、実績値の使用、対象期間・対象範囲の統一、発電部門と販売部門の区分など、引き続き、事務局で考え方を検討していく。

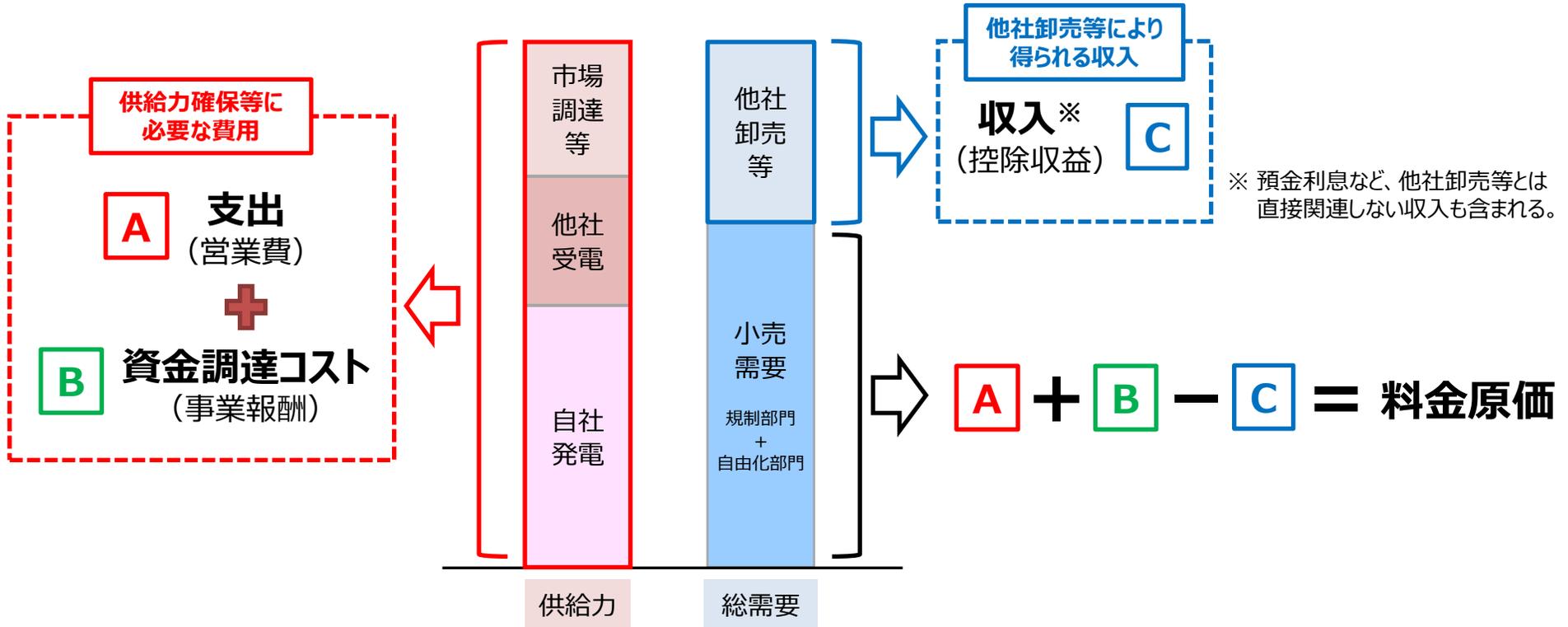
# 料金審査における「需要想定・供給力」の位置づけ

- 「需要想定」については、電気事業法第29条第1項の規定に基づいて、電気事業者が電力広域的運営推進機関を經由して経済産業大臣に届け出る「供給計画」等を基に、原価算定期間における規制部門（低圧規制）の電力需要（特定需要）と自由化部門（特別高圧・高圧・低圧自由）の電力需要（非特定需要）をそれぞれ算定することとなっている。
- また、「供給力」についても、「供給計画」等を基に、上記の需要想定に対応する形で策定される。
- なお、料金算定における「需要想定・供給力」は「供給計画」をベースとするが、規制料金の算定のために集計区分を整理することや、「供給計画」では未定となっている項目に一定の仮定を織り込んで補正することなどが行われる場合がある。そのため、「供給計画」と料金算定で用いる「需要想定・供給力」は、必ずしも一致しない（※詳細は次ページを参照）。

# 【参考】「需要想定・供給力」の策定イメージ (※事業者によって詳細な策定方法は異なることに留意)



# 【参考】「需要想定・供給力」と料金原価の関係 (イメージ)



## みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則 (平成28年経済産業省令第23号) (抜粋)

### (認可料金の原価等の算定)

**第二条** 改正法附則第十八条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定しようとするみなし小売電気事業者 (以下「事業者」という。) は、四月一日 (中略) を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間 (以下「原価算定期間」という。) を定め、当該原価算定期間において電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額 (以下「原価等」という。) を算定しなければならない。

**2** 四月一日を始期とする原価算定期間を定めた場合にあつては、前項で定める原価等は、事業年度ごとに次条の規定により算定される営業費及び第四条の規定により算定される事業報酬の合計額から第五条の規定により算定される控除収益の額を控除して得た額 (以下「期間原価等」という。) を合計した額とする。

**3** (略)

## 【参考】参照条文

### 電気事業法（昭和39年法律第170号）（抜粋）

#### 第四款 供給計画

**第二十九条** 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての計画（以下「供給計画」という。）を作成し、当該年度の開始前に（中略）、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

2 （略）

3 電気事業者は、供給計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

4～6 （略）

### みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第23号）（抜粋）

#### （需要等の算定）

**第九条** 事業者は、送配電非関連需要（当該事業者が小売供給を行う場合の需要をいう。以下この款において同じ。）について、原価算定期間における次の各号に掲げる値を、非特定需要（特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要（特定需要を除く。）を合成した需要をいう。以下この款において同じ。）及び特定需要ごとに、供給計画等を基に算定しなければならない。

一 最重負荷日の最大需要電力の平均値（以下「最大電力」という。）

二 四月一日から九月末日までの期間の最重負荷日の最大尖頭負荷時における需要電力の平均値（以下「夏期尖頭時責任電力」という。）

三 十月一日から翌年三月末日までの期間の最重負荷日の最大尖頭負荷時における需要電力の平均値（以下「冬期尖頭時責任電力」という。）

四 その電気を供給する事業の用に供するために事業者が発電する電気の量及び他の者から受電する電気の量を合計して得た値から当該事業者がその小売電気事業等（小売電気事業及び発電事業（その小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）をいう。以下同じ。）を行うために使用する電気の量を控除して得た値の平均値（以下「発受電量」という。）

五 月ごとの契約口数を合計して得た値（以下「口数」という。）

2～6 （略）

# 「需要想定・供給力」及び「供給計画」に係る主な論点

- 各事業者が今回の料金算定に用いた「供給計画」は、以下のとおり。
  - 北陸・沖縄：2022年3月に経済産業大臣に届け出たもの
  - 東北・中国・四国：2022年11月に経済産業大臣に届け出たもの
  - 北海道・東京：2023年3月までに経済産業大臣に届け出る見込みのもの（※）

（※）現在、電力広域的運営推進機関などが確認中であり、今後、変更される可能性が有る。
- これらの「供給計画」と、今回申請における「需要想定・供給力」に係る主な論点は以下のとおり。
  - 需要種別の需要（特別高圧・高圧・低圧自由・低圧規制）の算定根拠は何か。特に、低圧自由と低圧規制の配分は、どのような根拠に基づいているか。
  - 需要について、節電効果、「自社から他社への離脱」の影響（離脱影響）、「他社から自社に戻る需要」（戻り需要）などをどのように織り込んでいるか。
  - 料金算定における「需要想定・供給力」は、「供給計画」と異なる前提を用いているか。仮に、異なる前提を用いている場合は、その内容・理由は合理的か。

# 料金算定規則及び料金審査要領における規定①

- 役員給与・給料手当等の人件費については、料金算定規則において、実績値等を基に算定することとなっている。また、料金審査要領において、人員計画・人件費の審査に係るメルクマール等の考え方が示されている。

## 【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

### （営業費の算定）

第三条 事業者は、営業費として、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給（中略）の額の合計額を算定（中略）しなければならない。

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、（中略）それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一 役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費及び雑給 実績値及び法第二十九条の規定による届出をした供給計画（以下単に「供給計画」という。）等を基に算定した額

二～十一 （略）

# 料金算定規則及び料金審査要領における規定②

## 【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

### 第2章「原価等の算定」に関する審査

#### 第1節 基本的考え方

1. ～4. (略)
5. 従業員以外のものであってその業務内容が不明確なもの（相談役及び顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮等であって、電気事業を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、原価への算入を認めない。
6. 消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めない。

#### 第2節 営業費

##### 1. 人員計画・人件費

- (1) 人員計画については、経費人員数の妥当性を確認するとともに、他の事業者と比べて、1人当たりの生産性の水準が低い場合には、当該申請事業者の個別事情を勘案しつつ査定を行う。
- (2) 役員数については、最大限の効率化努力を前提に、業務執行上必要不可欠なものとなっているかを確認する。
- (3) 役員給与のうち、社内役員の給与については、国家公務員の指定職の給与水準の平均（事務次官、外局の長、内部部局の長等の平均）と比較しつつ査定を行う。
- (4) 給料手当のうち、従業員1人当たりの年間給与水準（基準賃金、諸給与金等）については、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行う。その際、地域間の賃金水準の差については、地域の物価水準を踏まえ、消費者物価指数、人事院の「国家公務員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づく地域別の民間給与との較差」、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」等を参考に判断する。
- (5) 申請事業者から関係会社又は団体等への出向者に係る給料手当については、電気事業の遂行に必要かつ有効であると認められるものに限り原価への算入を認める。
- (6) 退職給与金については、人事院の「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」及び中央労働委員会の「賃金事情等総合調査」における労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする。また、従業員の年金資産の期待運用収益率については、過去の申請事業者の期待運用収益率や他の事業者の期待運用収益率を踏まえ査定を行う。
- (7) 法定厚生費については、健康保険料の事業主負担割合の法定下限が50%であることを踏まえ、単一・連合やガス事業及び水道事業等における健康保険組合の事業主負担割合を勘案しつつ査定を行う。
- (8) 一般厚生費については、労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする。ただし、持株奨励金及びイメージ広告に類似するものに係る費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。
- (9) 委託検針費、委託集金費、雑給等については、業務内容を踏まえ、他の事業者に係るこれらの費用と比較しつつ査定を行う。
- (10) 地方議員兼務者の電気事業に従事していない時間に係る給与については、原価への算入を認めない。

# 人員計画に係る主な論点

- 人員計画については、料金審査要領に基づき、原価算定期間（2023～25年度）における採用者数・退職者数などを含めた経費対象人員数の妥当性を確認するとともに、1人当たりの生産性の水準についても、他のみなし小売電気事業者（今回値上げ申請をしていない事業者を含む。）と比較することとなっている。
- 上記の事業者間比較を行うにあたり、一部の事業者では発電部門が分社化されているが、公平な比較を行う観点から、どのような手法を用いることが妥当か（例えば、当該事業者を除いた平均値と比較することや、販売部門などの部門ごとに比較することなどが考えられる。）。
- また、1人当たりの生産性を比較する指標として、販売電力量・売上高・契約口数などを用いることが考えられるが、各種指標をどのように用いることが適当か。
- 今回値上げ申請を行った事業者は、事業者間で事業規模が大きく異なるが、各社共通の基準で比較すべきか（例えば、一定の考え方に基づいてグルーピングし、当該グループ内で比較を行うといった手法も考えられる。）。
- なお、過去の料金値上げ（2012～15年）と比較し、高年齢者雇用安定法に基づく従業員の再雇用が増加している。これを踏まえ、事業者間比較を行う際には、正社員と同等の勤務形態にある人員も含め、人員数の妥当性を確認することとしてはどうか（また、労働契約法に基づく無期労働契約も増加しているため、今後、事務局で無期労働契約についても確認予定。）。

# 人件費に係る主な論点

- 原価算定期間（2023～25年度）における人件費の算定が、料金審査要領等に則っているか。
- 人員計画と同様、人件費についても、正社員と同等の勤務形態にある人員を含めて検討することが必要と考えられる。一方、事業者によって、再雇用者等の給与を「給料手当」と「雑給」のいずれに含めるか、会計整理が異なっている。そのため、「給料手当」と「雑給」の両方を勘案して、給与水準等を確認することとしてはどうか。
- また、料金審査要領では、「消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めない」こととしている。一方で、消費者庁における主なチェックポイント（2022年8月）（※次ページを参照）では、「料金の算定に賃上げが適正に見込まれているか」が含まれているところ、これを踏まえてどのように審査すべきか。

# 【参考】消費者庁における主なチェックポイント

## 公共料金等の新規設定や変更の協議に当たっての 消費者庁における主なチェックポイント

令和4年8月19日  
消費者庁

### ①決定過程の透明性の確保

- 所管省庁の審議会等における審議過程が公表されているか

### ②消費者参画の機会の確保

- パブリック・コメント等の実施により、利用者等の意見を聴取しているか
- 所管省庁の審議会等において、消費者団体等を参画させているか
- 認可等の後、改定内容に関して消費者に分かりやすく丁寧な説明に努めることとしているか

### ③料金の適正性の確保

- 法令等に基づいた適切な料金が算出されているか
  - ・ 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えていないか
  - ・ 不当な便乗値上げとなっていないか
  - ・ **料金の算定に賃上げが適正に見込まれているか**
- 料金の算定基準等が公表されているか

# 生産性の比較に係る主な論点

- 第31回料金制度専門会合における委員からのご意見等を踏まえ、生産性の比較を行うため、以下に掲げる指標を事務局で試算した。
  - ① 総人員当たり販売電力量等
  - ② 販売部門人員当たり販売電力量等
  - ③ 発電部門人員当たり発電電力量等
  - ④ 販売電力量等当たり人件費
- これらの指標について事業者間比較を行った上で、**東北・北陸・中国・四国・沖縄の5事業者**  
(以下「5事業者」という。)における生産性をどのように評価するか（なお、本年1月に値上げ申請を行った北海道・東京にも適用しうる評価方法とすることも重要である。）。

# 生産性の比較（全体概要・査定の方向性：7事業者）

- 次ページ以降のとおり、各指標を比較した結果、**東京は全指標で10社平均の水準を上回った。**  
また、**北海道・東北・中国は概ね他社平均の水準を上回った。**
- また、**北陸・四国・沖縄は他社平均の水準を下回る場合があるが、小売販売電力量当たり販売部門人件費など、いくつかの指標では、他社平均の水準を上回る場合もあった。**
- そのため、7事業者ともに、**人員数が明らかに過剰な水準とは言えない**のではないかと。

【総人員当たり販売電力量等】

指標	北海道	東京	東北	北陸	中国	四国	沖縄
1 総人員当たり総販売電力量		-	○		○		
2 総人員当たり小売販売電力量		-	○		○		
3 総人員当たり売上高	○	-	○	○	○	○	○
4 総人員当たり契約口数	○	-	○		○		

【販売部門人員当たり販売電力量等】

指標	北海道	東京	東北	北陸	中国	四国	沖縄
5 販売部門人員当たり総販売電力量	○	◎	◎		○		
6 販売部門人員当たり小売販売電力量	◎	◎	◎		◎		
7 販売部門人員当たり売上高	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
8 販売部門人員当たり契約口数	◎	◎	○		○		

【発電部門人員当たり発電電力量等】

指標	北海道	東京	東北	北陸	中国	四国	沖縄
9 発電部門人員当たり発電電力量		-	○		○		
10 発電所当たり人員（水力）		-	○	○	○		-
11 発電所当たり人員（火力）	○	-			○		○
12 発電所当たり人員（原子力）		-	○	○		○	-
13 発電所当たり人員（新エネ）		-		○	○		-
14 認可出力当たり人員（水力）	○	-			○		-
15 認可出力当たり人員（火力）	○	-	○		○		
16 認可出力当たり人員（原子力）	○	-	○	○			-
17 認可出力当たり人員（新エネ）	○	-	○		○		-

【販売電力量等当たり人件費】

指標	北海道	東京	東北	北陸	中国	四国	沖縄
18 総販売電力量当たり販売部門人件費	◎	◎	◎	◎	◎	○	
19 小売販売電力量当たり販売部門人件費	◎	◎	◎	○	◎	○	○
20 売上高当たり販売部門人件費	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
21 契約口数当たり販売部門人件費	◎	◎	◎		◎		◎
22 発電電力量当たり発電部門人件費		-	○	○	○	○	

※上記の表について、「◎」印は各指標の10社平均の水準を上回っているもの、「○」印は8社平均等（10社平均以外）の水準を上回っているもの。

# 役員数・役員給与① (総括表/5事業者)

- 現行原価における役員数・役員給与と、今回の申請原価に織り込まれた役員数・役員給与は、以下のとおり。
- なお、現行原価は、発送電分離前のものであり、送配電事業分も含むことに留意が必要である。

		東北					北陸					中国					四国					沖縄				
		申請原価		現行原価			申請原価		現行原価			申請原価		現行原価			申請原価		現行原価			申請原価		現行原価		
		社内	社外	社内	社外	差	社内	社外	社内	社外	差	社内	社外	社内	社外	差	社内	社外	社内	社外	差	社内	社外	社内	社外	差
人数	社内取締役(常勤)	8	0	15	0	▲7	5	0	11	0	▲6	6	0	12	0	▲6	8	0	12	0	▲4	4	0	13	0	▲9
	社外取締役(非常勤)	0	4	0	0	+4	0	4	0	0	+4	0	1	0	1	0	0	0	0	1	▲1	0	2	0	1	+1
	社内監査役(常勤)	1	0	2	0	▲1	2	0	2	0	0	1	0	3	0	▲2	1	0	2	0	▲1	1	0	2	0	▲1
	社外監査役(非常勤)	0	3	0	3	0	0	3	0	3	0	0	3	0	4	▲1	0	5	0	3	+2	0	1	0	3	▲2
	合計	9	7	17	3	▲4	7	7	13	3	▲2	7	4	15	5	▲9	9	5	14	4	▲4	5	3	15	4	▲11
1人当たり平均(百万円)		20	12	18	8	-	18	7	32	5	-	20	8	43	14	-	20	9	18	8	-	20	5	21	5	-

※監査等委員会設置会社である東北・中国・四国では、現在、監査等委員である取締役が監査役と同様の職務を担っているため、各社の監査等委員については、社内・社外・常勤・非常勤の区分に基づき、監査役の欄に整理。

※各社の「現行原価」の役員数はNW分も含む値。沖縄は、現在も一休会社であるもの、申請値はNW分を除いた値。

※沖縄の1人当たり平均の現行原価は、事業者から訂正の連絡があったことから、前回提示した19百万円から21百万円に修正。

## 役員数・役員給与②（社内役員／5事業者）

- 社内取締役の人数について、**四国電力**は事業規模に比して多いが、それぞれの社内取締役には担当部門が割り振られ、役員間での担当部門の重複は無かったため、**不適切とは言えない**と考えられる。
- また、**社内監査役の人数**も、各事業者とも1名又は2名であり、**必要不可欠な範囲**と考えられる。
- さらに、**社内役員の役員報酬**は、料金審査要領に基づき、**国家公務員指定職の平均水準**となっている。

【参考1：国家公務員指定職の年収概算（経済産業省試算）】

	年収概算
指定職俸給表8号俸（事務次官等）	2,317万円
指定職俸給表6号俸（外局の長官等）	2,041万円
指定職俸給表4号俸（内部部局の長等）	1,765万円
単純平均	2,041万円

※内閣総理大臣決定による。

※概算は経済産業省によるものであり、調整額（令和3年12月のボーナス引き下げ額）及び令和4年人事院勧告は考慮していない。

【参考2：中部電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針（平成26年4月）における国家公務員指定職の年収概算】

	給与改定特例法による減額前	給与改定特例法による減額後 <sup>※2</sup>
指定職俸給表8号俸（事務次官等） <sup>※1</sup>	2,265万円	2,044万円
指定職俸給表6号俸（外局の長官等） <sup>※1</sup>	1,995万円	1,800万円
指定職俸給表4号俸（内部部局の長等） <sup>※1</sup>	1,724万円	1,556万円
単純平均	（今回の申請） 1,994万円	（先行他社の水準） 1,800万円

※1：人事院規則9-42 別表に定めるところによる。

※2：平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間適用。

## 役員数・役員給与③（社外役員／5事業者）

- 社外役員数（取締役・監査役）について、東北・北陸・四国・沖縄が増加しているため、コーポレートガバナンスの強化との関係も踏まえ、役員の担務を個別に確認した。
- 5事業者は、コーポレートガバナンス・コード（東証プライム市場の上場企業に求められている企業統治）への対応として、取締役会の3分の1以上を社外取締役としているが、社外取締役数の割合が過半数を超えている事業者はいなかった（北陸44.4%、東北43.7%、中国36.3%、四国35.7%、沖縄33.3%）。
- また、ほとんどの社外役員は、取締役会における審議のみならず、指名・報酬委員会の委員なども担務しており、不適切な増員とは言えないと考えられる。
- その上で、社外役員の給与水準について、第31回料金制度専門会合では、東北・四国の1人当たり給与水準が、過去の託送料金や規制料金の査定水準（※1人当たり800万円）よりも高い水準であることに関して御議論をいただいた。
- 委員からは、「電力業界以外を見ると、重い責任を負っている社外取締役が増えているのは確かであり、一律800万円の水準とするのが良いのか」との御意見があった。
- 一方で、今回の値上げ水準を踏まえると、最大限の効率化努力を求めることとし、過去の査定水準（1人当たり800万円）を上限としてはどうか。

# 役員数・役員給与④（北海道電力・東京電力EP）

- 北海道・東京における現行原価の役員数・役員給与と、今回の申請原価に織り込まれた役員数・役員給与は、以下のとおり。
- **社内役員**（取締役・監査役）について、**北海道**の人数は、事業規模に比して5事業者より多いが、それぞれの社内取締役には担当部門が割り振られ、**不適切とは言えない**と考えられる。また、役員給与は、**両社ともに**料金審査要領に基づき、**国家公務員指定職（平均）の給与水準**となっている。
- **社外役員**（取締役・監査役）について、**両社**の人数は、5事業者と比較すると同程度の水準であり、**必要不可欠な範囲**と考えられる。また、**北海道**の社外役員給与は、前回会合（第34回）でお示した過去の査定水準 **（1人当たり800万円）の範囲**である（東京は原価不算入）。

		北海道					東京		
		申請原価		現行原価			申請原価		現行原価
		社内	社外	社内	社外	差	社内	社外 (HD)	前回改定時は 役員報酬0
人数	社内取締役（常勤）	8	0	11	0	▲3	4	0	
	社外取締役（非常勤）	0	1	0	1	0	0	2	
	社内監査役（常勤）	2	0	2	0	0	2	0	
	社外監査役（非常勤）	0	4	0	3	+1	0	1	
	合計	10	5	13	4	▲2	6	3	
1人あたり平均（百万円）		20	8	18	8	-	20	- (原価不算入)	

※ 監査等委員会設置会社である北海道は、現在、監査等委員である取締役が監査役と同様の職務を担っているため、監査等委員については、社内・社外・常勤・非常勤の区分に基づき、監査役の欄に整理。  
 ※ 北海道の「現行原価」の役員数は法的分離前の送配電分も含む。

# 給料手当：従業員1人当たりの年間給与水準①（申請値の算定方法）

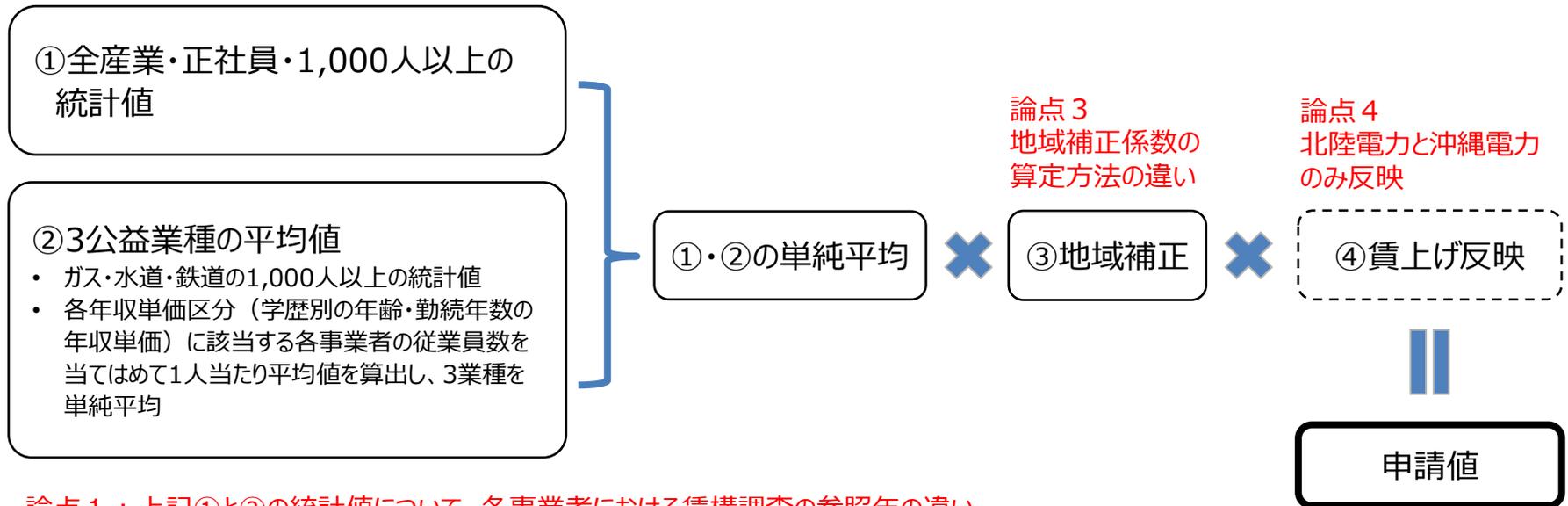
- 料金審査要領（※）において、従業員1人当たりの年間給与水準は、賃金構造基本統計調査（以下「賃構調査」という。）等を基に算定することとなっているところ、**賃構調査の参照年、地域補正係数の算定方法、賃上げ反映の有無など、各事業者で算定方法には差異**がある。

※料金審査要領（抜粋）：「給料手当のうち、従業員1人当たりの年間給与水準（基準賃金、諸給与金等）については、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行う。その際、**地域間の賃金水準の差**については、地域の物価水準を踏まえ、消費者物価指数、人事院の「国家公務員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づく地域別の民間給与との較差」、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」等を参考に判断する。」

- 各事業者の算定方法の違いを踏まえ、どのように審査すべきか（各論点の詳細は後掲）。

## 【申請値の算定方法】

賃金構造基本統計調査



論点1：上記①と②の統計値について、各事業者における賃構調査の参照年の違い  
論点2：3公益業種の平均値の算定に用いる従業員数の集計時点の違い

## 給料手当：従業員1人当たりの年間給与水準②（申請値の比較）

- 各事業者における従業員1人当たりの年間給与水準は、以下のとおり。

(単位：万円)

	現行原価※	申請原価	賃金構造 基本統計調査	3公益業種平均				地域補正 係数	賃上げ反映
				ガス	水道	鉄道	平均		
東北	596	626	578.5	756	623	678	686	0.992	-
北陸	750	641	598.5	745	575	671	664	0.974	1.5%/年
中国	829	612	578.5	772	625	686	694	0.962	-
四国	615	640	598.5	782	607	699	696	0.989	-
沖縄	704	672	578.5	809	630	720	720	0.985	3%/年

※現行原価について、東北・四国は2013年の料金改定時の査定値、北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時の申請値。

# 給料手当：従業員1人当たりの年間給与水準③（論点1・2）

- 事業者によって、賃構調査の参照年や、3公益業種平均（ガス・水道・鉄道）の算定に用いる従業員数の採取時点が異なるが、これらについて、どのように考えるか。

## <論点1：各事業者における賃構調査の参照年の違い>

- 東北・中国・沖縄は令和3年調査、北陸・四国は令和元年調査を参照。北陸・四国によれば、賃構調査を行った厚生労働省の指摘（※）を踏まえ、新型コロナ禍の影響を受けていない令和元年調査を参照。（※令和2年及び令和3年調査の公表時に、新型コロナ禍の影響で令和元年以前と比べて要件を満たす労働者の割合が減少し、公表値もその影響を受けている可能性があるため、結果の活用にあたり留意が必要である旨を指摘。）
- 最新の調査（令和3年）以外の調査を参照することは、料金審査要領を逸脱するとは言いがたいものの、参照年を恣意的に選択することも可能と考えられる。そのため、恣意性を排除する観点から、最新の令和3年調査を参照することとしてはどうか。

	ガス	水道	鉄道	平均	年度	
賃構調査 (全産業・正社員)				579	令和3年	東北・中国・沖縄の 参照値
				581	令和2年	
				599	令和元年	
3公益 業種平均	674	581	576	610	令和3年	北陸・四国の参照値
	651	578	589	606	令和2年	
	631	553	594	593	令和元年	

## <論点2：3公益業種の平均値の算定に用いる従業員数の集計時点の違い>

- 各事業者における集計時点は、以下のとおり。
  - ✓ 東北：2021年度末の実績値、北陸：2020年6月の実績値、中国・四国：2022年4月1日時点の実績値
  - ✓ 沖縄：2023～25年の労務構成（想定値）を基に算定
- 論点1と同様、恣意性を排除する観点から、集計時点を2021年度末の実績値に統一してはどうか。

# 給料手当：従業員1人当たりの年間給与水準④（論点3・4）

- 事業者によって、地域補正係数の算定方法や賃上げの反映の有無が異なるが、これらについて、どのように考えるか。

## <論点3：地域補正係数の算定方法の違い>

- 料金審査要領に記載されている人事院の「地域別の民間給与との較差」調査は、2012年以降、調査が行われていない。
- こうした事情を踏まえ、下表のとおり、事業者によって、地域補正係数の算定方法が異なっている。
- 北陸・中国は、2012年の人事院調査を用いて補正しているが、当該調査は10年前のものであるため、これを参照すると、足下の状況と乖離する可能性があるのではないか。また、補正方法についても、恣意性が入る可能性があるのではないか。
- 恣意性排除の観点から、各社共通の手法として、最新（令和3年）の「消費者物価地域差指数」を用いることとしてはどうか。

	地域補正係数	地域補正係数の算定方法
東北	0.992	令和3年消費者物価地域差指数から各拠点（東北地域及び東京）の同指数を従業員数で加重平均
北陸	0.974	人事院「地域別の民間給与との較差（2012年）」を採用し、「中部地域÷全国」にて算定
中国	0.962	人事院「地域別の民間給与との較差（2012年）」に「令和3年消費者物価地域差指数」の伸び率を反映し算定
四国	0.989	令和3年消費者物価地域差指数の四国地方値
沖縄	0.985	令和3年消費者物価地域差指数の沖縄地方値

## <論点4：賃上げの反映の有無>

- 全産業向けの政府の賃上げ要請（※）を踏まえ、北陸は1.5%/年、沖縄は3%/年の賃上げを料金原価に織り込んでいる。
- 「消費者庁における主なチェックポイント」も踏まえ、賃上げの反映について、どのように考えるべきか。仮に、賃上げを反映する場合は、どのような考え方に基づいて審査すべきか。

※岸田内閣総理大臣のコメント概要（2022.7.22 経団連 夏季フォーラム講演）

- ✓ 成長と分配の好循環を実現するための鍵は、持続的な賃上げである。
- ✓ 3%以上の賃上げを実現してもらいたい。
- ✓ 経済界の皆様方には、賃上げは次の成長への投資である、あるいは企業の社会的責任である。こうしたことを改めて御認識いただければと思う。
- ✓ 賃上げ税制、開示ルールの整備など、賃上げしやすい雰囲気を醸成するため、政府としても総合的な取組を進める。
- ✓ 今後も今年以上の持続的な賃上げが求められる。

# 料金算定規則および料金審査要領における規定

- 料金算定規則において、購入電力料（他社購入電源費）については営業費の一部として算定する一方、販売電力料（他社販売電源料）については控除収益の一部として算定し控除することとされている。

## 【参考】料金算定規則（抜粋）

(営業費の算定)

第三条

2 八 他社購入電源費及び非化石証書購入費 供給計画等を基に算定した額

(控除収益の算定)

第五条 事業者は、控除収益として、他社販売電源料(再生可能エネルギー電気特措法第十七条第一項各号に掲げる方法により供給する電気の料金を除く。第六条、第八条及び第二十条において同じ。)、託送収益(接続供給託送収益を除く。以下同じ。)、電気事業雑収益、預金利息、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益(以下「控除収益項目」という。)の額の合計額を算定し、様式第一第四表及び様式第二第五表により控除収益総括表及び控除収益明細表を作成しなければならない。

2 控除収益項目の額は、別表第一第一表により分類し、実績値及び供給計画等を基に算定した額とする。

## 【参考】料金審査要領（抜粋）

第2節 営業費

2. 燃料費、購入電力料については、原価算定期間内に契約が満了するものについて、他の事業者の取組状況や市場の状況を踏まえ、燃料にあつては調達価格の指標（CIF価格やRIM価格等）や諸経費（輸送費及び管理費）の妥当性を確認するとともに共同調達の実施等、購入電力料においては卸電力取引所からの調達や入札等の努力を求め、その取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価する。また、算定規則第19条又は第33条の規定に基づき、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合における燃料費については、数量及び単価の双方について査定を行う。

# 購入・販売電力料（全体） 主な論点

- 大前提として、各事業者においては、自社電源も含めて経済性（メリットオーダー）を前提に、他社から購入する電力量を算定しているか（例えば、他社火力について、運転単価の安い電源がより高稼働となるよう織り込まれているか）。その際、効率化努力や価格低減努力をどのように織り込んでいるか。
- すべての事業者において、現行原価に比べると、購入電力料（費用）、販売電力料（収益）ともに大幅に増加しているが、購入単価と販売単価の考え方には整合性はあるか（例えば、購入単価が高くなる一方、販売単価が低いといったことはないか）。
- 購入電力料（費用）の内訳を見ると、事業者ごとに差はあるが、総じて、火力（相対取引）、FIT、取引所取引からの調達額が占める割合が大きい。また、販売電力料（収益）については、総じて、相対卸、取引所取引からの収益が占める割合が大きい。こうした金額の大きな項目については、特に丁寧に審査していくべきではないか。

## 相対取引（購入）主な論点

- 原価算定期間内に契約更改が予定されているものについて、どのような効率化努力が織り込まれているか。特に、現行の契約単価と同額が織り込まれているケースと現行の契約単価よりも高い金額が織り込まれているケースがあるが、後者について合理的な理由があるか。
- 自社が出資している会社等からの購入電源料については、固定費の削減等、十分な効率化努力が織り込まれているか。
- 24年度以降の相対取引について、（売り手である発電事業者の）容量確保契約金額による収入相当の料金低減を織り込んでいるケースと織り込んでいないケースがあるが、後者について合理的な理由があるか。
- 原子力発電による購入電力について、どのように織り込んでいるか。

# 相対取引（販売）主な論点①

## （総論）

- 量、価格の見積りに合理性があるか。

## （量について）

- 算定の考え方が、①過年度の販売実績量（四国電力）、②来年度に確定している販売量（東北電力）、③来年度に見込んでいる販売量（北陸電力、中国電力、沖縄電力）、と事業者によって異なるが、どのような考え方が合理的か。
- 東北電力について、上記のような考え方を採る場合には、申請後に行われた第2回オークションの結果も織り込むべきではないか。
- 北陸電力、中国電力、沖縄電力について、来年度の販売見込みは合理的か。

## （価格について）

- 算定の考え方が、①過去実績（沖縄電力）、②過去実績+ $\alpha$ （中国電力）、③来年度に確定している販売分の単価（東北電力）、④スポット市場価格- $\alpha$ （北陸電力）、⑤スポット市場価格+ $\alpha$ （四国電力）、と事業者によって異なるが、どのような考え方が合理的か。特に、スポット市場価格よりも低い価格想定を織り込むことは合理的と言えるか。
- 東北電力について、上記同様、第2回オークションの結果も織り込むべきではないか。
- 北陸電力について、スポット市場価格よりも低い販売価格を織り込むことは合理性か。

## 相対取引（販売）主な論点②

（常時バックアップ）

- 常時バックアップによる販売電力料を織り込んでいる事業者（東北、中国、四国）について、量、価格の見積もりは合理的か。特に、**小売料金メニューの改定に伴う単価増を適切に織り込んでいるか**。また、24年度以降の価格において、容量確保契約金額による収入を控除している事業者がいるが、こうした考え方は合理的か。
- 常時バックアップ単体による販売電力料を織り込まず、相対契約に含まれるとしている事業者（北陸、沖縄）について、相対契約の量、価格の見積もりは合理的か。

## （基本的な考え方について）

- 取引所取引による購入・販売電力料の織り込みの基本的な考え方として、各事業者とも過去の査定方針に沿ったシミュレーション※を行っている。ただし、算定に当たって**スポット市場の約定価格などの想定は事業者によって異なるが、どのような考え方が合理的か**。なお、沖縄エリアにおいては取引所取引が存在せず、沖縄電力は取引所取引を織り込んでいない。

※過去の査定方針においては、「原価算定期間における各月毎の代表日の代表日のメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成し、稼働中及びバランス停止中のユニット毎の限界費用を売りと買いそれぞれについて算定した上で、過去実績の約定価格（365日×48コマ）とコマ毎にマッチングさせた場合の売り・買い入札に係る約定量、約定額及び利益額」を想定し、査定。

- 中国電力においては、購入電力料がマイナスの値となっている。自社電源の差し替え買いによる減額分を織り込んでいるため、との説明だが、そもそもこのような原価の積み上げが妥当か。

## （スポット市場の約定価格について）

- 約定価格の想定方法が、**①直近1年の実績価格（北陸電力、中国電力）、②直近1年の実績価格+ $\alpha$ （四国電力）、③第3者のモデルによる想定価格（東北電力）、と事業者によって異なるが、どのような考え方が合理的か**。
- **東北電力においては、第3者（株式会社MPX）のモデルに基づく想定価格を採用し、過去実績より大幅に高く想定しているが、こうした想定は合理的と言えるか**。
- **四国電力においては、過去1年の実績価格をベースとしつつ、一部期間（2021年9～12月）について補正を行い、過去実績より高く想定しているが、こうした想定は合理的と言えるか**。

## （限界費用について）

- 限界費用の考え方が、①申請に織り込んだ基準燃料価格（東北、北陸、四国）と、②直近1年の実績価格+ $\alpha$ （中国）、と事業者によって異なるが、どのような考え方が合理的か。

## 取引所取引（購入・販売）主な論点②

- 卸電力市場価格については、原価算定期間においても変動することが見込まれる一方、現行の制度においては、燃料費とは異なり、燃料費調整制度のように、その変動を自動的に調整する仕組みが無い。
- そのため、燃料費のように、特定の採録期間を採用する制度的な必然性はないものと考えられる。こうした中、過去の料金審査では、申請前の過去1年の実績値を採用していた。なお、一般に、卸電力市場価格には季節性があることから、燃料費とは異なり、1年間の値を採用することに合理性があると考えられる。
- こうした点も踏まえ、卸電力市場価格の考え方・採録期間について、どのように考えるべきか。
- そもそも、先述のとおり、事業者によって考え方が大きく異なる。大別すると、①過去実績値、②第三者機関による将来予測値、③電力先物価格を採用している事業者が存在する。この点、どのような考え方が合理的か。エリアの違いこそあるものの、同じ市場の価格であることを考えれば、申請者によって考え方が大きく異なるのは望ましくなく、基本的に考え方は統一すべきか。
- また、採録期間について、各事業者の申請時点の数値を採用することが適切か。あるいは、直近の数値に更新することが適切か。

## （総論）

- 量、価格の見積りに合理性があるか。

## （量について）

- 多くのケースにおいて、現在の対象設備から原価算定期間内に固定買取期間が終了する分を除外することで設備容量（kW）を算出した上で、過去実績に基づく設備利用率を乗じることで電力量（kWh）を算出しており、こうした考え方自体は合理性があるのではないか。
- 他方、**設備利用率の過去実績の採録期間等は事業者や電源によって異なるが、どのような考え方が合理的か**。例えば、太陽光発電について、設備利用率の実績の採録期間を過去1年としている事業者（沖縄）もいれば、過去10年以上としている事業者（中国）もいるが、どのような採録期間が合理的か。

## （価格について）

- FIT固定買取制度における実質的な負担額（回避可能費用）がスポット市場価格相当となるところ、取引所取引がない沖縄電力を除いては各エリアプライス、沖縄電力はシステムプライスを採用しており、こうした考え方自体は合理的ではないか。他方、**各エリアプライスとしてどのような価格を織り込んでいるかは精査すべきではないか**（取引所取引と同じ論点）。
- また、詳細な算定方法に関しては、事業者によって異なるが、どのような考え方が合理的か。例えば、**買取価格を算定する期間が、①コマ別（北陸（太陽光）、四国（太陽光））、②月間平均（東北、北陸（太陽光以外）、四国（太陽光以外））、③四半期平均（沖縄）、④年間平均（中国）と異なるが、どのような考え方が合理的か**。市場価格や発電電力量は季節によって異なることから、**少なくとも月単位程度の粒度で算定することが合理的ではないか**。
- また、太陽光に関しては発電する時間帯が日中に限られるところ、価格設定について、①8～16時コマの価格を採用（東北、中国）、②発電実績等に基づくカーブで補正（北陸、四国）、③特に考慮しない（沖縄）、と事業者によって考え方が異なるが、**どのような考え方が合理的か**。**少なくとも太陽光に関しては他の再エネと分けて算定することが合理的ではないか**。

## 容量拠出金および容量確保契約金額の扱いについて 主な論点

- 容量市場は、中長期的な供給力を確保することを目的として、発電事業者の投資回収の予見性を高め、再生可能エネルギーの主力電源化を実現するために必要な調整力を確保する仕組みとして2020年に創設された。
- 容量市場のメインオークションは実需給期間の4年前に行われることとされており、2024年度および2025年度向けのメインオークションは既に実施され、約定結果は電力広域的運営推進機関において公表されている。
- 料金算定規則において、容量拠出金および容量確保契約金額の扱いについて明示的には規定されていない中、今般の申請において、北陸電力、中国電力、四国電力の3社が、容量拠出金を購入電力料に、容量確保契約金額を販売電力料にそれぞれ織り込んでいる一方、東北電力はいずれも織り込んでいない。
- なお、東北電力によれば、料金算定規則に規定がない中、「当社が小売として支払う拠出金を含めた発電にとっての収入（確保金）は、相対契約に基づく取引価格の減額等を通じて還元されるため、原価には影響を与えない、という考えに基づき、織り込みをしていない」との説明があった。
- こうしたことを踏まえ、容量拠出金および容量確保契約金額の扱いについて、どのように考えるべきか。
- 容量拠出金は、すべての小売事業者が支払うことが求められる費用であることから、営業費の1つとして算定することが適切ではないか。容量確保契約金額は、発電事業者が容量確保契約に基づき受け取る対価であり、発電設備への投資関連費用について規制料金との二重回収が生じないようにするためにも、控除収益の1つとして算定することが適切ではないか。
- 今後、料金算定規則においても、容量拠出金および容量確保契約金額の扱いを明確化すべきではないか。

# 調整力公募・需給調整市場 主な論点

- 今後、調整力の調達に関する制度は変わっていく予定であり、まだ取引実績のない取引も存在する中で、どのように原価に織り込むことが適切か。
- 実績額を据え置いている事業者もいれば、一定の数量や単価を見積もっている事業者もいるが、どのような考え方が合理的か。

※調整力公募：23年度の公募結果に基づく実績値あり。（ただし、申請時点では結果が出ていなかった。）

ブラックスタート機能公募：25年度までの公募結果に基づく実績値あり。

三次調整力②：22年度まで実績値あり。

三次調整力①：22年度のみ実績値あり。

一次調整力・二次調整力①②：2024年度～開始されるため、実績なし。

- 調整力の提供による収入が調整力の調達に係るコストと整合しているかという観点から、託送料金に織り込まれている需給調整コストとの比較は参考になるのではないかと。そうした観点からすると、**各社とも、後年度にいくほど織り込んでいく販売電力料が需給調整コストに比べて小さくなっていくが、これは合理的と言えるか。**特に、**東北電力においては、24年度以降、調整力の提供による販売電力料が僅少になっているが、これは合理的と言えるか。**

※一般送配電事業者は調整力の調達に際して広域調達を行うため、あるエリアの一般送配電事業者の調整力調達に係るコストと、当該エリアの旧一般電気事業者の調整力提供による収入が、必ずしも一致するわけではない点に留意が必要。

## 非化石証書購入費 主な論点

- 証書の購入量および調達先の内訳（市場取引、相対取引）の見積もりは合理的か。
- また、市場取引、相対取引それぞれの取引価格の見積もりは合理的か。
- 購入量や購入価格の算定の大前提となる、**第2フェーズ（2023～2025年度）における中間目標値、激変緩和措置（グランドファザリング）や最低価格等については、現在資源エネルギー庁の審議会にて議論されている**ところであり、そうした**整理がなされた後、現在の織り込みと想定が異なる場合には、必要に応じて、再計算を求めるべきではないか。**

# 非化石証書 その他の論点

- 算定規則においては、営業費として非化石証書購入費を算定することが規定されている一方で、**控除収益として非化石証書販売収入を算定することは規定されていない**。今回の申請に際しても、**各社とも非化石証書販売収入については算定に織り込んでいない**。
- この背景には、非化石証書販売収入は「本来非化石電源の利用促進に充てるべき収入」であるとの考え方がある。一方で、**非化石電源投資関連費用について経過措置料金と非化石証書の双方からの二重回収が生じないように留意することも求められている**。
- ついては、**設備投資関連費用を審査する際に、非化石証書販売収入との二重計上が行われていないか、確認する必要があるのではないか**。

## 算定規則（控除収益の算定）

**第五条** 事業者は、控除収益として、他社販売電源料（再生可能エネルギー電気特措法第十七条第一項各号に掲げる方法により供給する電気の料金を除く。第六条、第八条及び第二十条において同じ。）、託送収益（接続供給託送収益を除く。以下同じ。）、電気事業雑収益、預金利息、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益（以下「控除収益項目」という。）の額の合計額を算定し、様式第一第四表及び様式第二第五表により控除収益総括表及び控除収益明細表を作成しなければならない。

（補足）電気事業会計規則上、「非化石証書販売収益」は他社販売電源料に含まれない。

## （参考）電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 第二次中間取りまとめ

（非化石証書収入と経過措置料金との関係について）

非化石証書収入については、発電事業者において、非化石電源の利用の促進につなげることが望ましい。特例措置料金の算定において、発電部門における証書の収入を**控除収益として取り扱った場合、本来非化石電源の利用促進に充てるべき収入をもって料金原価を押し下げることになってしまう可能性がある**。

このため、料金算定規則等において、非化石電源の利用の促進が行われるよう必要な措置を講じることが考えられる。**なお、当該措置の検討にあたっては、非化石電源投資関連費用について特例措置料金と非化石証書の双方からの二重回収が生じないように留意することとする。**

# 料金算定規則及び料金審査要領における規定

- 燃料費は、石炭、LNG、原油等の火力燃料費、核燃料費、新エネルギー等燃料費の合計額であり、供給計画等を基に算定した数量に、時価等を基に算定した単価を乗じて算定することとされている。

## 【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

### 第二章 認可料金の算定

#### 第一節 原価等の算定

##### （営業費の算定）

#### 第三条

- 1 (略)
- 2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。
  - 一 (略)
  - 二 燃料費 火力燃料費（汽力燃料費及び内燃力燃料費をいう。）、核燃料費及び新エネルギー等燃料費の合計額であって、供給計画等を基に算定した数量に時価等を基に算定した単価を乗じて得た額
  - 三～十一 (略)

## 【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

### 第2章 「原価等の算定」に関する審査

#### 第2節 営業費

2. 燃料費、購入電力料については、原価算定期間内に契約が満了するものについて、他の事業者の取組状況や市場の状況を踏まえ、燃料にあつては調達価格の指標（CIF価格やRIM価格等）や諸経費（輸送費及び管理費）の妥当性を確認するとともに共同調達の実施等、購入電力料においては卸電力取引所からの調達や入札等の努力を求め、その取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価する。また、算定規則第19条又は第33条の規定に基づき、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合における燃料費については、数量及び単価の双方について査定を行う。

# 石炭燃料費の審査に係る主な論点 (1/2)

## ● 数量 (各燃料共通)

- 最も安い電源から稼働させるという「メリットオーダー」は徹底されているか。
- 発電単価の高い電源の稼働抑制のために、どのような取組が行われているか。
- 各電源の運転可能日数・計画停止日数・計画外停止日数や太陽光・風力等の変動電源の発電可能電力量について、供給計画や過去実績に基づき、適切な値を設定しているか。
  - 過去実績の平均を基に設定する際、適切な平均値算出方法 (加重平均の利用等)を用いているか。また、平均をとる際の参照期間は適切か。

## ● 単価

### – 調達国別単価・調達国比率

- 調達国別単価について、効率化努力をどのように織り込んでいるか。他の電気事業者等の取組状況を踏まえた効率化努力を求めるべきではないか。
- 調達国比率について、効率化努力をどのように織り込んでいるか。より単価の低い国からの調達の拡大等、他の電気事業者等の取組状況を踏まえた効率化努力を求めるべきではないか。
- ロシアからの石炭輸入の代替を想定している事業者に関して、調達コストは増加することとなるが、代替調達先及び調達単価の想定は合理的か。より単価の低い国からの代替調達の実施等、効率化努力を求めるべきではないか。

# 石炭燃料費の審査に係る主な論点 (2/2)

## ● 単価 (続き)

### － 品位の違いによる価格補正

- 一部事業者が**品位 (瀝青炭・亜瀝青炭) の違い**や、**単位重量当たりの発生熱量の違い**に基づき単価を補正しているが、そのような**補正は合理的か**。
- 仮に単位重量当たりの発生熱量の違いを考慮するのであれば、低品位炭の受入拡大等、**単位熱量当たりの価格がより低い石炭の調達に向けた効率化努力を求め**るべきではないか。

### － 輸入船の航海日数の違いによる価格補正

- 一部事業者が**輸入船の航海日数の違いの推計**に基づき単価を補正しているが、運搬コストは事業者の立地以外にも、調達国や調達数量、専用船の有無など様々な要素に基づき事業者ごとに異なると見込まれるところ、そのような**補正は合理的か**。